

特別養護老人ホーム山静寿 重要事項説明書

(令和7年3月1日現在)

指定介護老人福祉施設サービスの提供開始にあたり、山形市条例に基づいて、重要事項を次のとおり説明します。

1 法人及び事業主体

区分	内容	
法人	名称	社会福祉法人 ^{県別} 済生会支部山形県済生会
	所在地	山形市沖町79番地の1
	代表者	支部長 濱崎 允
	電話番号	023(682)1131
事業所	名称	特別養護老人ホーム山静寿
	所在地	山形市大字沼木字下河原1133番地1
	管理者	施設長 月澤 浩一
	事業の種類	施設サービス：介護老人福祉施設 居宅サービス：短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護
	指定年月日	平成23年4月11日
	更新有効期間	令和5年4月11日～令和11年4月10日
	指定番号	0670103282
	入所・利用定員	100人・空床利用
	電話番号	023(646)3410
	FAX番号	023(647)6670
電子メール	sanseiju@yamagata-saiseikai.org	

2 事業の目的及び施設運営の方針

項目	内容
(1) 事業の目的	介護老人福祉施設事業の適正な運営をするため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の介護職員等が要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護サービス等を提供します。
(2) 施設運営の方針	ア 当施設は、家庭的な雰囲気を持つユニットにおいて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮する為、一人ひとりの入居者の個性、心身の状況、入居にいたるまでの生活歴とその中で培われてきた生活様式や生活習慣を把握した上で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、機能訓練、健康管理及び療養上の援助、その他生活全般にわたる援助を行います。 イ 事業の実施に当たっては、地域や家族との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

3 施設の概要

項目	内容
(1) 施設等の種類及び説明	(種類)ユニット型指定介護老人福祉施設 (説明) ア ユニット型指定介護老人福祉施設とは、リビングを中心とした10室の個室で構成される場所(ユニット)ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援(ユニットケア)を提供する施設です。一人ひとりの意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居される方の居宅生活への復帰を念頭に置きながら、入居者相互の社会的関係を築き、自律的な日常生活となるよう支援します。 イ 入居するためには、介護保険制度における要介護認定を受ける必要があります。
(2) 交通の便	JR奥羽本線・山形駅下車 タクシー15分 約5km
(3) 土地、建物の面積等	ア 敷地 9,716.60㎡ イ 建物 5,605.95㎡ 耐火建築物、鉄筋コンクリート造 地上3階建
(4) 開設日	平成23年4月11日
(5) 居室以外の設備・施設	【ユニット部】リビング、キッチン、浴室、洗面所、介護材料室、トイレ、衛生室 【共用部】介護ステーション、介護浴室(一般浴、中間浴、特浴)、医務室、厨房洗濯乾燥室、事務室他

(6)入所定員	100人(1ユニット定員10人)
---------	------------------

4 入居に関する事項

項目	内 容
(1)入所の条件	<p>ア 当施設では、入居決定過程の透明性・公平性の確保と、入居の必要性の高い方が円滑に入居できることを目的とした、山形県老人福祉施設協議会が策定した『山形県特別養護老人ホーム入所指針』により、合議による入居判定を行っております。</p> <p>イ 入居は、要介護認定の結果、要介護3～5と認定された方、要介護1・2と認定された方で特例入居に該当する方が対象となります。介護保険の被保険者証をご確認ください。</p> <p>ウ 入居にあたっては、重要事項の説明後、契約書を取り交わして頂きます。</p> <p>エ 当施設は医療機関ではありませんので入院治療を必要とする方は入居できません。</p>
(2)持ち込み制限	家具等の物品のお持込については、施設に相談ください。

5 介護の場所

項目	内 容
(1)居室の概要	<p>ア 居室数100室(1人部屋、面積13.68㎡) ユニット数10ユニット(1階2ユニット、2・3階にそれぞれ4ユニット)</p> <p>イ 空室状況は、施設に直接ご確認ください。</p>
(2)居室の決定	ご本人のご希望と部屋の空き状況により、施設が決定致します。また、ご本人の心身の状況により、居室を変更する場合があります。

6 入居者の状況(令和7年2月1日現在)

項目	内 容
(1)入所者数	90名
(2)平均年齢	83.4歳
(3)平均入所年数	2年7か月

7 職員の職種・人員及び職務内容

	職 種	員数	常 勤		非常勤		指定基準	摘 要
			専従	兼務	専従	兼務		
(1)職種別	管 理 者	1人		1人			1人	(養護)兼務
	医 師	6人			6人		必要数	内科・精神科・歯科
	生 活 相 談 員	3人	3人				1人	
	介 護 職 員	52人	46人		6人		34人	
	看 護 職 員	6人	5人		1人			
	管 理 栄 養 士	1人		1人			1人	(養護)兼務
	栄 養 士	1人		1人				(養護)兼務・委託
	機 能 訓 練 指 導 員	1人	1人				1人	作業療法士
	介 護 支 援 専 門 員	1人	1人				1人	
	事 務 職 員	4人	2人	2人				(養護)兼務
	調 理 師(員)	6人		6人				(養護)兼務・委託
	そ の 他	16人		1人	11人	4人		(養護)兼務・委託
計	98人	58人	12人	24人	4人			
(2)職務内容	管 理 者	職員管理及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。						
	医 師	医療及び看護にかかる業務を管理し、診療の業務を行います。						
	生 活 相 談 員	日常生活相談並びに日常生活上の世話等に関わる業務を行います。						
	介 護 職 員	日常生活上の世話等に関わる業務を行います。						
	看 護 職 員	健康管理及び保健衛生並びに日常生活上の世話等に関わる業務を行います。						
	管 理 栄 養 士	献立の作成、給食材料の調達及び食事摂取状況の把握等の業務に従事し、調理の業務並びに衛生管理を行います。						
	栄 養 士	献立の作成、給食材料の調達及び食事摂取状況の把握等の業務に従事し、調理の業務並びに衛生管理を行います。						
	機 能 訓 練 指 導 員	機能回復又は機能低下防止及び残存能力開発のための支援、訓練に関わる業務を行います。(作業療法士)						
	介 護 支 援 専 門 員	施設サービス計画等に関わる業務を行います。						
	事 務 職 員	必要な事務を行います。						
調 理 師(員)	調理に関わる業務を行います。							
そ の 他	洗濯、清掃、施設の巡視等の業務を行います。							

(3) 職員の勤務体制					
部門	勤務形態	始業時間	終業時間	休憩時間	
特別養護 老人ホーム	早番	6:45	15:45	11:30~12:30	1ユニット毎に、 ユニットリーダー を配置します。
	早番	7:00	16:00	12:30~13:30	
	早番	7:30	16:30	12:00~13:00	
	日勤	8:30	17:30	12:30~13:30	
	日勤	8:30	17:30	13:00~14:00	
	遅番	9:30	18:30		
	遅番	10:00	19:00		
	遅番	11:00	20:00	14:30~15:30	
	遅番	12:30	21:30	16:30~17:30	
	遅番	13:00	22:00	15:30~16:30	
	夜勤	7:00	13:00	8:30~9:00	
				11:45~12:15	
	夜勤	21:00	9:00	2:00~3:00	
				1:00~2:00	
夜勤	21:45	6:45			
半日勤	8:30	12:30			
半日勤	13:30	17:30			
医務	早番	7:30	16:30	12:00~13:00	
	日勤	8:00	17:00	13:00~14:00	
	日勤	8:30	17:30	13:15~14:15	
	日勤	9:00	18:00		
	遅番	9:30	18:30		
	遅番	10:00	19:00		
	遅番	10:30	19:30		
	半日勤	8:30	12:30		
	半日勤	13:30	17:30		
(4) 夜間時の職員体制	介護職員5人 夜勤帯は2ユニットに1人の介護職員を配置します。				
(5) 職員の専門資格取得の状況	社会福祉士…2人、社会福祉主事…2人、介護支援専門員…1人、介護福祉士…46人 看護師…5人、准看護師…1人、作業療法士…1人、管理栄養士…1人 ユニットケア施設管理者研修終了…1人、ユニットリーダー研修終了…16人 認定特定行為業務従事者…29人				
(6) 機能訓練に係る専門職員の有無等	【有】作業療法士 日常生活の全てにおいて、心身の機能低下を防ぐよう努力します。機能訓練については、協力病院である山形済生病院の指導を受け、入居者毎の個別機能訓練計画を作成しこれに基づき、機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。				
(7) 栄養士の配置状況	【管理栄養士1人・栄養士1人(委託)】 献立の作成、給食材料の調達及び食事摂取状況の把握等の業務に従事し、調理の業務並びに衛生管理を行うほか、医師・介護支援専門員等と協働し、入居者ごとの栄養ケア計画を作成し、これに基づく栄養ケアマネジメントを実施します。				

8 認知症の方への対応等

項目	内容
(1) 認知症の方への対応等	認知症の方の場合は、必要に応じその特性に対応したサービスを提供します。 入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため、緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束はいたしません。本人の状況に応じて、居室を変更する場合があります。
(2) 契約上の取扱い	他の入居者の生活又は健康に重大な影響を及ぼし、通常の介護方法ではこれを防止できないなど、契約上の信頼関係を著しく損なうような場合は契約を解除する場合があります。

9 入退所の手続き

(1) 入居	所定の申込書に必要事項を記入してお申込ください。居室に空きがあれば入居いただけますが、入居待機者がいる場合は、ご本人やご家族の状況等を勘案し、『入居調整会議』における判定により入居決定をいたします。居室サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に担当の介護支援専門員とご相談ください。
--------	---

(2)退居 退居される場合は、退居を希望する日の30日前までにお申し出ください。(契約書第6条)

10 提供するサービスと費用

(1)介護保険給付の利用料金及び対象となる主なサービス

ユニット型個室に入居された方は、下記の料金となります。
 ユニット型介護老人福祉施設サービス費(1日あたりの費用)

介護度	介護費	加算						利用料		1割負担	2割負担	
		①	②	③	④	⑤	⑦	(1日)	(30日)		3割負担	
要介護1	6,700円							7,660円	229,800円	22,980円	45,960円	68,940円
要介護2	7,400円							8,360円	250,800円	25,080円	50,160円	75,240円
要介護3	8,150円	460円	40円	80円	210円	120円	50円	9,110円	273,300円	27,330円	54,660円	81,990円
要介護4	8,860円							9,820円	294,600円	29,460円	58,920円	88,380円
要介護5	9,550円							10,510円	315,300円	31,530円	63,060円	94,590円

【加算についての説明】

ア 介護保険給付対象サービス料金

加算内容	費用	1割負担	2割負担	3割負担
① 日常生活継続支援加算(Ⅱ) 認知症高齢者又は要介護4又は5の方、又は経管栄養や痰吸引の必要な方が一定割合以上入所し且つ介護福祉士を一定割合以上配置している場合に算定。	1日につき 460円	46円	92円	138円
【日常生活継続支援加算を算定しない場合】 ・サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 介護職員のうち介護福祉士の有資格者を80%以上配置している場合に算定。	1日につき 220円	22円	44円	66円
② 看護体制加算(Ⅰ)ロ 常勤看護師を1名以上配置している場合に算定。	1日につき 40円	4円	8円	12円
③ 看護体制加算(Ⅱ)ロ 看護職員を常勤換算方法で入居者数が25名又はその端数を増すごとに1名以上配置している。最低基準を1人以上上回って看護職員を配置している。看護職員による24時間の連絡体制を確保し、健康上の管理を行う体制を確保している場合に算定。	1日につき 80円	8円	16円	24円
④ 夜勤職員配置加算(Ⅳ)ロ 夜勤帯の職員の配置人数が基準を上回っており、喀痰吸引等ができる職員を配置している場合に算定。	1日につき 210円	21円	42円	63円
⑤ 個別機能訓練加算(Ⅰ) 常勤専従の機能訓練指導員による、機能訓練を行う体制を確保。入居者ごとに機能訓練指導員等が個別機能訓練計画を作成し、これに基づき計画的な機能訓練を行うと共に、定期的に評価を行っている場合に算定。	1日につき 120円	12円	24円	36円
⑥ 個別機能訓練加算(Ⅱ) 個別機能訓練加算(Ⅰ)を取得している入居者については個別機能訓練計画の内容等を厚生労働省へ提供し、実施に当たり機能訓練の適切かつ有効な実施の為に情報を活用した場合に算定。	1月につき 200円	20円	40円	60円
⑦ 精神科医療養体制加算 認知症である入居者が全入居者の1/3以上を占め、精神科を担当する医師による月2回以上の定期的な療養指導を行った場合に算定。	1日につき 50円	5円	10円	15円

	加算内容	費用	1割負担	2割負担	
				3割負担	
ア 介護保険給付対象サービス	⑧ 協力医療機関連携加算 協力医療機関との間で実効性のある連携体制を構築し入居者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的に開催している場合に算定。	1月につき 1,000円 (R7年度～ 500円)	100円 (50円)	200円 (100円)	300円 (150円)
	⑨ 退所時栄養情報連携加算 管理栄養士が退所先の医療機関等に対して、入居者の栄養管理に関する情報を提供した場合に算定。	1月につき 700円	70円	140円	210円
	⑩ 再入所時栄養連携加算(入所者1人につき1回限度) 特別食を必要とする者に対し、医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整、栄養ケア計画を作成した場合に算定。	1回につき 2,000円	200円	400円	600円
	⑪ 口腔衛生管理加算(Ⅰ) 口腔衛生の管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行った場合に算定(歯科医師・歯科衛生士が介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言及び指導を概ね6ヶ月毎実施する)	1月につき 900円	90円	180円	270円
	⑫ 口腔衛生管理加算(Ⅱ) (Ⅰ)の要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理に実施に当たり口腔衛生管理の適切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用している場合に算定。	1月につき 1,100円	110円	220円	330円
	⑬ 退所時等相談援助加算	1回につき			
	・退所前訪問相談援助加算(入所中1回(又は2回)を限度)	4,600円	460円	920円	1,380円
	・退所後訪問相談援助加算(退所後1回を限度)	4,600円	460円	920円	1,380円
	・退所時相談援助加算	4,000円	400円	800円	1,200円
	・退所前連携加算	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	・退所時情報提供加算	2,500円	250円	500円	750円
	⑭ 経口移行加算 経管により食事を摂取している入居者について、経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合に180日を限度で加算します。また、180日を超えて実施される場合でも、一部経口摂取が可能であって、医師の指示に基づき、継続して経口摂取を進めるための栄養管理が必要とされる場合は引き続き算定。	1日につき 280円	28円	56円	84円
	・経口維持加算(Ⅰ)	1月につき 4,000円	400円	800円	1,200円
	・経口維持加算(Ⅱ)	1月につき 1,000円	100円	200円	300円
	⑮ 療養食加算(1日に3回を限度) 医師の食事箋に基づく腎臓病食や糖尿病食などの提供を行う場合に算定。(経管栄養の為の濃厚流動食は対象外。)	1回つき 60円	6円	12円	18円

加算内容	費用	1割	2割
			3割
⑩ 看取り介護加算	1日につき		
本人又は家族の同意を得ながら看取り介護を行った場合に算定。 ・死亡日以前 31日～45日	720円	72円	144円 216円
・死亡日以前 4～30日	1,440円	144円	288円 432円
・死亡日の前日・前々日	6,800円	680円	1,360円 2,040円
・死亡日の当日	12,800円	1,280円	2,560円 3,840円
⑪ 外泊時費用 病院又は診療所への入院を要した場合及び居宅での外泊を認めた場合は、1月に6日を限度とし算定。外泊の初日及び最終日は算定しません。	1日につき 2,460円	246円	492円 738円
⑫ 初期加算 入居した日から起算して30日以内。30日を越える病院又は診療所への入院後に再び入居した場合も同様とします。但し、空床利用型短期入所生活介護事業の利用に引き続き入居された場合は、その利用期間を30日から除した日数について算定。	1日につき 300円	30円	60円 90円
⑬ 安全対策体制加算 外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全管理部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制を整備しています。入所時に1回に限り算定。	200円	20円	40円 60円
⑭ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) 感染対策向上加算に関する届出を行った医療機関から、少なくとも3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合に算定。	1月につき 50円	5円	10円 15円
⑮ 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、改善活動を継続的に行います。また、見守り機器等の導入の実施、業務改善の取り組みの効果を示すデータを年1回厚生労働省へ提供した場合に算定。	1月につき 100円	10円	20円 30円
⑯ ADL維持等加算(Ⅰ) ADL(身体機能)の維持・向上が図られている方が(Ⅰ)の規定数値以上の場合算定。	1月につき 300円	30円	60円 90円
⑰ ADL維持等加算(Ⅱ) ADL(身体機能)の維持・向上が図られている方が(Ⅱ)の規定数値以上の場合算定。	1月につき 600円	60円	120円 180円
⑱ 科学的介護推進体制加算 入居者ごとの栄養状態、口腔機能、認知症の状況や心身の状況、疾病の状況に関わる基本情報を厚生労働省へ提供した場合に算定。	1月につき 500円	50円	100円 150円
⑲ 若年性認知症入所者受入加算 初老期における認知症にて要介護状態になった者を受け入れ、個別の担当者を定めて対応した場合に算定。	1日につき 1,200円	120円	240円 360円

	加算内容	費用	1割負担	2割負担
				3割負担
	②⑥ 在宅復帰支援機能加算 入居者の家族と調整を行いながら、入居者が希望する居宅介護支援事業所に必要な情報提供等を行い、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に算定。	1日につき 100円	10円	20円 30円
	②⑦ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり緊急に入居する必要があると判断した者。入居した日から起算して7日を限度として算定。	1日につき 2,000円	200円	400円 600円
	②⑧ 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ) 褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を入居時及び少なくとも3月に1回実施し、その結果を厚生労働省へ提出し、褥瘡管理の実施に当たり、情報を活用する。褥瘡発生のリスクがある方については多職種が共同し、褥瘡ケア計画を作成し管理を実施すると共に記録を行う。計画は3月に1回見直しを行った場合に算定。	1月につき 30円	3円	6円 9円
	②⑨ 排せつ支援加算(Ⅰ) 入居者毎に、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は連携した看護師が施設入所時等に評価すると共に、3ヶ月に1回評価を行い結果を厚生労働省へ提出し、支援に当たり情報を活用する。排せつ介助を要し、要介護状態の軽減が見込まれる方については多職種が共同し原因分析、支援計画を立案実施し、計画を3月に1回見直した場合に算定。	1月につき 100円	10円	20円 30円
	③⑩ 自立支援促進加算 入居者の尊厳の保持、自立支援・重度化防止の推進、廃用や寝たきりの防止等の観点から、全ての利用者への医学的評価に基づく日々の過ごし方等のアセスメントを実施し、生活全般にわたる支援計画に基づくケアを実施し評価を行い、計画を3月に1回見直した場合に算定。	1月につき 2,800円	280円	560円 840円
	③⑪ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 介護職員の確保や処遇改善の為、基準に適合した介護職員等を配置して指定介護老人福祉施設サービスを提供した場合に算定。	1月につき算定料金の 14%相当額 (区分支給限度基準額対象外)		
	※指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)に定めるところによります。介護保険の給付限度内であれば、入居者の負担額は介護サービス料金の1割、2割又は3割です。なお、介護老人福祉施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、入居者の負担額は介護サービス料金の1割、2割又は3割です。			
イ 介護保険給付対象の主なサービス	<p>(ア)入浴：介護浴室はストレッチャー浴槽(寝たまま入れる風呂)とチェアイン浴槽(椅子に座ったまま入れる風呂)があり、他に個浴(1人で入浴ができる風呂)があります。入居者の希望に沿った快適な入浴又は清拭を行います。</p> <p>(イ)排泄：自立排泄が可能となるように援助し、おむつは極力最後の手段とします。おむつが必要な方には、おむつの随時交換並びに随時介助を行います。またプライバシーの保護には十分配慮します。</p> <p>(ウ)離床等：寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。生活のリズムを考え、毎朝着替えを行うよう配慮します。個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。</p> <p>(エ)健康管理：嘱託医師による週1回の内科診療を行うと共に、必要に応じて診療を行い健康管理に努めます。緊急等必要な場合には、同一法人の協力病院である山形済生病院に責任をもって引継ぎます。入居者が外部の医療機関に通院する場合には、その送迎及び介助等を行います。</p> <p>(オ)相談及び援助：入居者及びその家族等からの相談については、誠意をもって対応し、可能な限り必要な援助を行うように努めます。</p> <p>(カ)社会生活上の便宜：入居者のため適宜レクリエーション行事を実施します。入居者が日常生活を営むに必要な行政機関に対する手続きが必要な場合、入居者及び家族の状況によっては、その代行をします。常に入居者の家族との連携を図るとともに入居者とその家族との交流の機会を確保できるよう努力します。</p>			

(2) 介護保険給付対象外(自己負担)となるサービス					
ア 介護保険給付対象外料金	次に掲げるものは所要経費を負担して頂きます。				
	① 食事の提供に要する費用	1,500円(日額)			
	② 居住に要する費用	2,200円(日額)			
	但し、①および②については、負担限度額認定を受けている方の場合は、負担限度額認定証に記載された額をお支払ください。該当の諸要件の詳細は相談員へご確認ください(下表参考)				
	【ユニット型個室】				
	入居者負担段階	食費(日額)	居住費(日額)	合計(日額)	合計(30日)
	第1段階(生保・老齢福祉年金等)	300円	880円	1,180円	35,400円
	第2段階(所得金額80万円以下)	390円	880円	1,270円	38,100円
	第3段階①(所得80万円～120万円以下)	650円	1,370円	2,020円	60,600円
	第3段階②(所得金額120万円超)	1,360円	1,370円	2,730円	81,900円
第4段階(住民税課税世帯)	1,500円	2,200円	3,700円	111,000円	
<p>《外泊時等の取り扱い》</p> <p>居住費について、入居者が外泊・入院により施設に入居していない場合でも、その入居者のために居室を確保している場合においては、居住費を負担していただきます。ただし、入居者負担段階第2～3段階の方は、外泊時費用算定時は通常の負担限度額を、それ以外の期間は2,200円を日額として負担していただきます。なお、第1段階の方は、外泊時費用算定時以外は免除いたします。</p>					
③理容料・美容料	実費				
④行事参加費	実費				
⑤出納管理費(預り金・貴重品等管理)	2,000円(月額)				
⑥家電製品持込料(テレビ・パソコン・冷蔵庫・電気毛布)	各55円(日額・税込)				
イ 介護保険給付対象外の主なサービス	<p>(ア) 食事：栄養並びに本人の身体の状況及び嗜好を考慮し、普通食・粥食・ミキサー食・おかずの刻み食等に配慮します。また、自立支援のため、離床してリビングで食事を摂って頂くことを原則とします。食事の時間は、入居者の方の生活習慣を尊重した適切な時間に提供し、また自立した食事の摂取ができる十分な時間を確保します。</p> <p>(イ) 理容・美容：毎月2回(月曜日)業者の出張による理容・美容サービスを行います。</p> <p>(ウ) 日常生活品の購入：月1回移動売店を設けます。入居者及び家族が、自ら購入が困難である場合は、施設が購入代行サービスを行います。</p> <p>(エ) 行事：入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽活動の機会の提供と、自立して行うこれらの活動の支援を行い、またレクリエーション行事及びクラブ活動を定期的又は、随時実施します。</p> <p>(オ) 貴重品管理：貴重品はご自分で管理してください。不安のある方はご相談ください。自らの手による金銭の管理が困難な入居者は、『(特養)山静寿入居者等預り金品管理要領』に基づき、管理責任者である施設長をもって管理します。</p> <p>【預かるもの】 預貯金通帳、印鑑、健康保険証等</p> <p>(注) 預かり金の管理上キャッシュカードは作成致しません。</p>				
(3) 消費税	介護保険給付対象外の自己負担(食費・居住費・出納管理費を除く)については、別途消費税がかかります。				
(4) 利用料金の改定	<p>ア 介護保険給付対象のサービス利用料金については、介護給付費体系の変更があった場合には、変更になります。</p> <p>イ 介護保険給付対象外のサービス利用料金については、経済状況の著しい変更その他やむを得ない事由がある場合には、事前に文書を交付して説明したうえで、利用料金を変更することがあります。</p>				

11 施設と家族、地域との交流

項目	内容
(1) 家族会	入居者の家族等で組織する『山静寿家族会』があります。入居と同時に入会となります。家族会では研修会や懇談会の他、様々な活動を計画します。
(2) ボランティア・実習生の受入	定期的及び随時にボランティア・実習生の受入を行っています。ご理解とご協力をお願いいたします。

12 医療機関及び緊急時の対応

項目	内容
(1)医療を必要とする場合の処遇	医療を必要とする場合は、次の協力医療機関等において、診療を受けて頂きます。 山形済生病院(協力医療機関)：内科、整形外科、外科、婦人科、脳外科、泌尿器科他 山形さくら町病院：精神科、神経科 中村医院：内科、消化器科、高橋歯科医院・鈴木歯科クリニック：歯科
(2)入院を必要とする場合の対応、入院期間中の取扱	ア 本人に入院治療等が必要となった場合には、病院若しくは診療所を紹介します。なお、ベッドの空き状況により、紹介先の医療機関等に入院(所)できない場合があります。 イ 病院又は診療所に入院した場合には、3ヵ月以内に退院すれば、退院(所)後も再び施設に入所できます。
(3)緊急時の連絡方法	入居者に病状の急変が生じたとき等は、速やかに、嘱託医または協力医療機関である山形済生病院へ連絡を行うなど必要な措置を講じます。又、親族の方にも連絡いたします。

13 非常災害時の対応

別に定める『山静寿防災計画』に定めるところにより対応します。

14 秘密保持

職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を第三者へ漏らしません。この取り扱いは契約終了後も同様とします。居宅介護支援事業所等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書による同意を得るものとします。

15 苦情、その他の相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口及び公的機関で対応いたします。

(1)特別養護老人ホーム山静寿	
受付担当者	管理課長 工藤 誠
受付時間	月～金曜日：午前8時30分～午後5時30分、但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日、10月15日、12月29～1月3日までを除く
電話番号等	Tel：023(646)3410 Fax：023(647)6670
(2)山形市役所 介護保険課	
所在地	山形市旅籠町二丁目3番25号
利用時間	月～金曜日：午前8時30分～午後5時00分、但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く
電話番号等	Tel：023(641)1212(代表) Fax：023(624)8887
(3)山形県国民健康保険団体連合会 介護保険課(介護サービス苦情処理相談専用)	
所在地	寒河江市大字寒河江字久保6番地
利用時間	月～金曜日：午前9時00分～午後4時00分、但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く
電話番号等	Tel：0237(87)8006 Fax：0237(83)3354

16 苦情解決体制

(1) 解決責任者		
所属・職氏名	山形県済生会医療福祉センター	常務理事 鈴木 光弘
受付時間	平日：午前9時00分～午後5時00分	
所在地・電話番号	山形市沖町79番地の1	Tel：023（682）1131
所属・職氏名	特別養護老人ホーム山静寿	施設長 月澤 浩一
受付時間・電話番号	平日：午前9時00分～午後5時00分	Tel：023（646）3410
(2) 受付担当者		
所属・職氏名	山形県済生会医療福祉センター	事務局長 長岡 淳司
受付時間	平日：午前9時00分～午後5時00分	
所在地・電話番号	山形市沖町79番地の1	Tel：023（682）1131
所属・職氏名	特別養護老人ホーム山静寿	管理課長 工藤 誠
受付時間・電話番号	平日：午前9時00分～午後5時00分	Tel：023（646）3410
(3) 第三者委員（苦情相談については下記、第三者委員の方へ直接ご相談いただく事が出来ます。）		
<p>鈴木 弥夫（すずき ひさお） 飯澤 ひろみ（いいざわ ひろみ） 芳賀 豊松（はが とよまつ） 連絡先(苦情申出先) soudan@yamagata-saiseikai.org</p> <p>苦情発生と苦情処理の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情発生の際は苦情受付担当者が受付を行い、受け付けた苦情及びその改善状況等について苦情解決責任者、第三者委員へ報告を行います。 ・苦情受付については事業所及び山形県済生会医療福祉センターに設置いたします。 ・苦情解決責任者は苦情申出人と解決が図れるように努めます。 ・第三者委員は苦情解決に社会性或客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進する役割を担います。 ・その他については山形県済生会苦情解決規程に基づき対応いたします。 		

17 事故発生の防止及び発生時の対応

<p>事故の発生又はその再発防止のための措置を講じます。</p> <p>ア 事故発生防止のための指針の整備 イ 事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制の整備 ウ 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修の定期的な実施 エ アからウの措置を適切に実施するための担当者設置(担当者：管理課長 工藤誠)</p> <p>入居者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに当該入居者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、適宜市町村等へ報告します。入居者に対する事業の提供により損害を与えた時は、その責が事業所に帰するときは、その損害を速やかに賠償します。</p> <p>事故発生時においては、別に定める『事故発生防止のための指針』に定めるところにより、対応します。</p>

18 虐待防止のための措置

<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。 ・虐待防止の為に指針を整備します。 ・職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。 ・上記措置を適切に実施するため担当者を設置します。(担当者：管理課長 工藤誠)

19 業務継続計画の策定

<ul style="list-style-type: none"> ・感染症や非常災害(地震・風水害等)の発生時において、入居者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を行います。 ・担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。 ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
--

20 第三者評価受審状況

(1)実施の有無	受審有り
(2)直近の受審年月日	令和5年9月27日
(3)評価機関の名称	(株)福祉工房
(4)評価結果の開示状況	独立行政法人 福祉医療機構ホームページ

21 施設の利用に関する留意事項

項目	内 容
(1)面会	面会時間は特に設けていませんが、おおむね午前8時00分から午後8時00分頃までをお願いします。面会のときは、事務室前にある面会票に氏名等をご記入のうえ、職員に声をかけてから、居室にお入りください。風邪、その他の伝染性疾患にかかっている方は、ご遠慮ください。 食べ物の持ち込みは、特に制限はありませんが、必ず職員に相談してください。又、飲み込みの悪い方も生活しておりますので、他の入居者に対しての持ち込み、おすそ分け等も、必ず職員にご相談ください。
(2)外出	医師から外出を禁じられている場合を除いて、特に制限はありませんが、事前に職員に届けてください。原則として、家族の方の付き添いが必要です。
(3)居室・設備器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合は、賠償して頂くことがあります。
(4)喫煙・飲酒	喫煙は建物及び敷地内禁煙です。飲酒はご相談下さい。
(5)迷惑行為等	騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。又、むやみに他の入居者の居室などに立ち入らないようにしてください。
(6)宗教活動等	施設内で他の入居者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
(7)動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
(8)遺体安置	帰来先がない方に対して遺体を一時的に安置いたします。

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設のサービス提供開始にあたり、入居者及び代理人に対して本書に基づいて重要事項を説明しました。

説明者 住 所 山形市大字沼木字下河原 1133 番地 1
 名 称 特別養護老人ホーム山静寿
 職 名
 氏 名 ⑩

私は本書面により、事業者から指定介護老人福祉施設のサービスについて重要事項の説明を受けて、同意して受領しました。

入居者 住 所 山形市大字沼木 1133 番地 1 山静寿
 氏 名 ⑩

代理人 住 所
 氏 名 ⑩